

## 国立大学法人島根大学役員会（第350回）＜議事要録＞

日時	令和2年4月2日（木） 14:00～15:35
場所	本部棟3階 特別会議室
出席者	服部学長，藤田理事，秋重理事，荒瀬理事，井川理事，長澤理事，宮脇理事，上野理事
欠席者	なし
	〔陪席：千家監事，篠塚監事，企画部長，教育・学生支援部長，総務部長，財務部長，医学部事務部長，自然科学系事務部長，企画広報課長，教育企画課長，総務課長，財務課長，医学部総務課長，監査室長，野津学生支援課課長補佐〕

議事に先立ち，令和2年4月1日に就任の長澤理事，上野理事から挨拶があり，続いて学長から新任部長の紹介があった。

### 議題1 第3期中期目標期間における研究業績説明書（案）について

- 荒瀬理事から第3期中期目標期間における研究業績説明書（案）について説明があった。
- 秋重理事から医学部については，第2期と比べてSSとしている論文が多いため，精査中であり，今後SSからSに変更する論文がある可能性があるとの説明があった。
- 長澤理事から本学がSSとした研究業績に対し，評価を行う大学改革支援・学位授与機構が賛同してもらえないと本学の評価に影響するという考え方をもって精査すべきではないかとの意見があった。
- 篠塚監事から医学部は英語の論文が多く，英語の論文は引用数が多くなるため，医学部は基準を高くしてはどうかとの意見があった。秋重理事から医学部はSSの学内基準を超える論文が多いが，共著論文も多いため，島根大学の成果となる主体論文を精査中であるとの回答があった。
- 篠塚監事から著者・発表者等欄の下線の引き方について確認があり，企画広報課長から共著論文であれば，当該学部の教員に引くこととなっているが，誤って下線が引いてある箇所もあるため，精査するとの回答があった。
- 上野理事から小区分の中でファーストオーサーが1件もなくともよいのか，また，島根大学の教員が4・5番目の著者となっている論文は，島根大学の成果といえるのかとの意見があった。
- 上記の意見を踏まえた精査は，学長一任とすることとされたうえで，議決された。

### 議題2 内部統制システムにおける定期モニタリングのテーマ選定について

- 藤田理事から内部統制システムにおける定期モニタリングのテーマ選定について説明があった。
- 篠塚監事から内容については異論はないが，議案概要説明書の書き方について，今年度のテーマは4項目，昨年度からの引き続きのテーマは4項目というように分けをして書き分けてほしいとの意見があった。続いて篠塚監事からテーマの順番について，昨年度から引き続きのテーマはまだ改善ができていないものもあるため，後半に置き，今年度の新たなテーマは前半に置くこととしてはどうかとの意見があった。
- 藤田理事から議案概要説明書の記載内容については修正し，順番についても「研究不正の防止体制」を前半に変更する方向で検討したいとの回答があった。
- 議案概要説明書は継続分と新規分は分けて記載し，順番は「研究不正の防止体制」の時期を変更することとし，実施する内容は原案どおりとして議決された。

### 議題3 島根大学授業料等免除及び徴収猶予規則の制定について

### 議題4 島根大学大学院授業料等免除及び徴収猶予規則の制定について

- 議題3, 議題4については, 関連があるため, あわせて審議された。
- 荒瀬理事から「島根大学授業料等免除及び徴収猶予規則の制定について」, 「島根大学大学院授業料等免除及び徴収猶予規則の制定について」の説明があった。
- 千家監事から修学支援法の機関要件である「実務経験のある教員等による授業科目の配置」について, 要件を満たさないということがないように誰を責任者として管理するのか確認があり, 荒瀬理事を責任者として管理することとしたうえで, 原案どおり議決された。

### 議題5 国立大学法人島根大学役員給与規程の一部改正について

- 本件は確認すべき事項があるため, 取り下げとなった。

### 報告事項1 開学70周年記念事業報告について

- 藤田理事から開学70周年記念事業報告について報告があった。

### 報告事項2 附属病院運営状況について

- 井川理事から令和2年2月分の附属病院診療費用請求額等, 3月に開催された病院経営企画戦略会議及び附属病院運営委員会の議事, 附属病院の勤務状況, 新型コロナウイルス感染症への対応について報告があった。

### 報告事項3 第179回教育研究評議会の議題等について

- 学長から第179回教育研究評議会の議題等について報告があった。
- 秋重理事から「令和2年度の研究支援について」は, 報告事項ではなく議題としてはどうかとの意見があり, 総務課において検討することとした。

### 報告事項4 国立大学法人ガバナンス・コードについて

- 学長から国立大学法人ガバナンス・コードの策定・公表について報告があった。
- 学長から国立大学法人ガバナンス・コードへの対応については, ワーキングを立ち上げ, 合同学長懇談会等で意見を聴取し, 夏までに確認作業を行い今年度中に対応すべき事項をまとめたいとの説明があった。
- 千家監事から国立大学法人ガバナンス・コード公表に係る会長コメントにおいて, 「各国立大学法人においては, 経営協議会や監事による, 各国立大学法人の特色を踏まえた本ガバナンス・コードへの適合状況の確認と厳しい目による指摘を通じ, 自ら強靱なガバナンス体制を構築し, 経営機能を高めるための契機としなければなりません。」との文言があるため, 経営協議会へ報告をするよう意見があった。
- 千家監事からの意見を受け, 5月7日開催予定の経営協議会に報告することとした。

宮脇理事から議題1について, 良好, 優秀, 卓越の差がわかりにくく, 定性的な判断はバイアスがかかるため, 一般市民に対し, 説明責任を果たせるよう定量的な判断基準を定めてほしいとの意見があった。学長から次回以降の評価において適用できるよう検討していきたいとの回答があった。